

令和4年 第6回

小樽市農業委員会議事録

小樽市農業委員会

1 開催日時 令和4年7月20日(水)午前10時00分

2 公示日 平成4年7月12日

3 開催場所 旧小樽市公設青果地方卸売市場内会議室

4 出席委員 (12人)

| | | | |
|----|-----|-----|----|
| 会長 | 14番 | 北島 | 吉治 |
| 委員 | 1番 | 江南 | 繁壽 |
| | 2番 | 川畑 | 正美 |
| | 4番 | 田口 | 玲子 |
| | 5番 | 今堀 | 政藏 |
| | 6番 | 木露 | 正敏 |
| | 7番 | 本間 | 俊一 |
| | 8番 | 佐々木 | 晴男 |
| | 9番 | 岩部 | 利治 |
| | 10番 | 浜谷 | 礼子 |
| | 11番 | 千葉 | 進 |
| | 12番 | 三國 | 幸一 |
| | 13番 | 古里 | 和夫 |

5 欠席委員 (1人)

3番 中橋 義則

6 議事日程

○議案

- ・議案第1号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見について
- ・議案第2号 令和4年度最適化活動の目標における目標値の修正及び追加項目について

○報告

- ・報告第1号 現況証明交付の報告について
- ・報告第2号 農地利用状況調査について(依頼)

7 農業委員会事務局職員

事務局長 海谷 昌弘

振興係長 干場 諭

農地係長 世戸 幹彦

振興係員 星田 洋

農地係員 光野 雅士

8 会議の概要

| | |
|-----------------------|--|
| 事務局長 | <p>ただいまから、令和4年第6回小樽市農業委員会を開会いたします。</p> <p>本日は、中橋委員が欠席されていることをご報告いたします。</p> <p>出席委員は14名中13名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。</p> <p>では、小樽市農業委員会会議規則第9条の規定により、以降の議事の進行は北島会長にお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>これより議事に入ります。議事録署名委員の指名を行います。小樽市農業委員会会議規則第10条に規定する議事録署名委員に6番木露委員、7番本間委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議案第1号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見について」を上程します。</p> <p>内容について事務局から説明願います。</p> |
| 事務局 (振興係長) | <p>ただいま、上程されました議案第1号「農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を御説明いたします。</p> <p>本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、北海道農業公社が農用地を〇〇さんに貸し出す農用地利用配分計画（案）を作成するに当たり、農業委員会の御意見をお聞きするものです。</p> <p>本件につきましては、まずは「資料2、資料3」を御覧ください。今回対象となる農用地の地番図で、〇〇町です。</p> <p>令和元年度に所有者である〇〇さん及び〇〇さんから公社へ貸し出し、公社から〇〇さんに貸し付けることを農業委員会総会で御審議いただいた場所になります。今回、この畑を〇〇さんが借り受けを解約し、新たに〇〇さんが引き継ぐため利用配分計画を作ることになったものです。</p> <p>「資料1」を御覧ください。</p> <p>農業公社より、〇〇さんの賃貸借契約の解約に関する通知書になっております。賃貸借の契約期間は令和11年6月27日までとなっておりましたが、7月13日をもって解約の合意がなされております。</p> <p>次に「資料4」審議資料をご覧ください。</p> <p>表1の貸し手は北海道農業公社、借り手は新規認定農業者である〇〇さんです。</p> <p>表2の利用配分計画の内容ですが、利用権設定の種類、賃借権、賃借料などにつきましては記載のとおりです。集積対象地は8筆</p> |

で、24,249 m²となっています。配分計画内容としては、借り手の営農規模拡大を目的としたのが、主な内容であります。

次に借り手、〇〇さんの状況についてですが、営農は〇〇さん御夫婦2人のほか、農業補助者4名となっています。

今年度の作付状況はミニトマトを24.2a作付けしております。保有農機具は、記載のとおりです。

なお、借り手の〇〇さんが所有している農地は、令和元年度に同じく農地中間管理事業にて賃貸借している忍路2丁目、2筆3,886 m²です。

今後の経営の意向についてですが、平成元年度から農用地利用配分計画（賃貸借）を通じて新規就農を開始し、認定新規就農者となっており、営農規模の拡大を図り、収入の安定化を計画しております。

「資料5」は農用地利用配分計画（案）で、内容については、ただいま御説明いたしましたとおりです。

最後に「資料6」ですが、今回の農用地利用配分計画を審査する点検表となっています。農地中間管理事業規定第9条にそれぞれ定められた基準に沿って点検しています。第1項について、この計画が借り手〇〇さんの規模拡大に資することが出来るか、又は、この計画が現在農業経営を行っている他の農業経営者に影響を与えていないかとのことですが、影響は与えることはないものと考えており、配分計画は適合するという結果としています。

第2項利用権の交換についてですが、農地の利用の権利を渡邊さん以外の方と交換するものではありませんので、これには該当しません。

第3項については、今回の計画の借り手が隣接する土地を持つ担い手かというものですが、これには該当しません。

第4項、第5項は農地中間管理事業を進めていく場合、同じ地区に担い手がいるか、いないかの判断ですが、同地区には担い手がいると判断の上、今回の借り受け希望者が〇〇さん1人であることから、競合する相手がいないため非該当と判断いたしました。

最後に、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第4号に係る点検ですが、〇〇さんは、借り入れる農地の農作業に常時従事することから該当しないものと判断したものです。

以上が、〇〇さんに係る配分計画（案）になります。

本件に関しまして、委員会として御意見等がございましたら、よろしく願いいたします。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。本件につきましては、議案として提出し

| | |
|-----------------------|--|
| <p>委員</p> | <p>ておりますが、あくまでも農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、当委員会に意見を求めるものではありませんので、よろしくお願ひします。何かご質問のある方は挙手をお願いします。はい、どうぞ</p> <p>この土地は、〇〇さんが新規就農で入った土地であるけれども辞めた理由はどういうものか。それと、24 万円の賃借料は何年分のものか、教えてほしい。</p> |
| <p>事務局 (振興係長)</p> | <p>賃借料については、年額です。</p> |
| <p>委員</p> | <p>年間の賃料としては高額ではないでしょうか。</p> |
| <p>事務局 (振興係長)</p> | <p>〇〇さんが賃貸借契約したときと同じ額です。 〇〇さんの辞めた理由ですが、障害を負って就農継続することが困難で、農業を辞めて、土地についても契約を解除した次第です。</p> |
| <p>委員</p> | <p>この賃貸借の契約の期間はいつからいつまでですか。</p> |
| <p>事務局長</p> | <p>期間は資料 5 の「設定する権利」のところに記載しています。始期が令和 4 年 9 月 15 日で、終期は令和 11 年 6 月 27 日になっています。</p> |
| <p>議長</p> | <p>それでは、この件は終了させていただきます。 次に、議案第 2 号「令和 4 年度最適化活動の目標における目標値の修正及び追加項目について」をお願いします。</p> |
| <p>事務局 (農地係長)</p> | <p>4 月の総会におきまして、御承認いただきました「令和 4 年度最適化活動の目標設定等」について北海道を通じ報告したところですが、目標値の設定に誤りがあり、修正及び追加するよう指摘がありました。 内容につきましては、お手元の資料を参考に御説明させていただきます。 指摘のあった箇所につきましては、2 ページ目と 3 ページ目になります。 まず、2 ページ目の修正について説明いたします。 『Ⅱ 最適化活動の目標 1 最適化活動成果目標 (1) 農地の集積 ②目標』にある「農地の集積の目標年度」と「集積率」になり</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>ます。</p> <p>令和4年度は、目標として単年度集積率1%と設定したところですが、農林水産省経営局長通知において、「農用地の利用の集積に関する目標」として、80%以上に該当しない場合は都道府県が定めた目標とするよう指示があり、小樽市が定めている「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の中に「農用地の利用の集積に関する目標」が70%とあり、80%以上に該当しないので、北海道が定めた集積率95%を使用することとなりました。</p> <p>続きまして、3ページ目になりますが、『(3)新規参入の促進 ②目標』について、表の2段目の面積を2.30と設定しましたが、令和3年度の平均の1割以上となっていたことから、2.34と修正いたしました。</p> <p>続きまして追加になりますが、3ページ中段からの『(2. 最適化活動の活動目標』になります。</p> <p>当初、計画を作成していた時に私のほうで推進委員を設置していないため、目標日数の設定を行わなかったところでしたが、基本的な構想における農地利用集積目標を定めていることから、農業委員に活動していただければならないということで、(1)の最適化活動を行う日数目標の設定が必要であるとの指摘を受けまして月単位の目標を1日とさせていただきます。</p> <p>また、『(2)活動強化月間の設定目標』については、この後にお願ひする、毎年度実施する農地利用状況調査について記載させていただきます設定目標の回数を1回としております。</p> <p>『(3)新規参入相談会への参加目標』ですが、国や道で開催する就農フェアなどに農業委員の皆さんが参加することも可能です。事務局の考えとしては、新規参入希望者が事務局等へ相談があった場合にある程度聞き取りを行い、希望する地域の農業委員さんと面談等を行うような形を想定しております。</p> <p>なお、事前に北海道農業会議へ内容確認を依頼し、目標の設定は適切であると回答を得ております。</p> <p>説明は以上になりますが、御審議の方よろしくお願ひいたします。</p> |
| 議長 | <p>ただいま説明をいただきましたこの件について御質問、御意見ございますか？ないようでしたら賛成の挙手をお願いします。</p> |
| 委員一同 | <p>挙手多数</p> |
| 議長 | <p>賛成多数ということで決定させていただきます。 次に報告第1号『現況証明交付について』を上程いたします。</p> |

| | |
|-----------------------|---|
| <p>事務局 (農地係長)</p> | <p>内容につきまして事務局より説明をいたします。</p> <p>現況証明交付の報告について御説明いたします。</p> <p>本件につきましては、小樽市農業委員会現況証明事務処理要領第4条及び第8条の規定にもとづき担当委員が現況を確認し、会長の専決処分により証明書を交付いたしました。市街化区域内の土地が11件31筆、市街化調整区域の土地は2件7筆ございました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> |
| <p>議長</p> | <p>報告は終わりましたが、これについて何か御意見、御質問はありますか。</p> <p>ないようですので、報告を終了させていただきます。</p> <p>次に報告第2号『農地利用状況調査について』を上程させていただきます。</p> |
| <p>事務局 (農地係長)</p> | <p>毎年調査依頼している利用状況調査のお願いについて御説明いたします。</p> <p>平成21年12月の農地法改正により農地法第30条第1項に「農業委員会は毎年一回管内全ての農地台帳に搭載されている農地の利用状況について調査を行う」ことを必須業務化として定められています。調査の目的は農地適正利用の確認と遊休農地の実態把握や違反・無断転用の発見、転用届の履行調査等です。</p> <p>昨年度から本調査と「荒廃農地調査」が一体化されております。調査の方法はこれまでと変更はありません。概要はお手元の調査要領にあります。御存じとは思いますが、調査前に今一度お読みになり、何かありましたら御連絡ください。</p> <p>お手元の調査要領と重複しますが、内容の説明を若干させていただきます。青の横長のファイルに、調査をお願いする農地の調査票と地番図をつづっております。調査票の(今年度の)利用状況の区分の四角にチェックを付けてください。なお、参考として前年の状況について印をつけてあります。</p> <p>こちらの方の内容については、①自らの農地や普段の委員活動で利用を確認している農地を改めて確認しなくて結構です。また、混木林地などにある農地で以前から一部しか利用していなかった農地を継続し利用している場合は全部利用にしてください。灌木等が生えてない状態での休耕地や部分的耕作を行っている農地についても一部利用としてチェックをしていただきたいと思います。遊休農地に判定された農地はその後再調査、意向調査後に総会決議を経て、道などに非農地の決定・報告の手続きとな</p> |

| | |
|-----------------------|---|
| | <p>り、解消計画作成・指導や確認、勧告と処理が長期化し複雑となりますので、遊休農地の判定は慎重に願います。遊休農地判定した場合は現地にて委員に御協力願う場合があるので、そのときにはよろしく願います。</p> <p>続きまして、右側の一番端の欄ですけれども、調査月日の記入をお願いします。その他、何か参考事項がございましたら一番右の四角の中にご記入をお願いいたします。調査が終わりましたら、お手数ですが調査票を10月総会までに事務局へ御連絡ください。調査票保管の際は個人情報の取扱いに御注意願います。調査に関して御不明な点がありましたら、事務局まで御連絡ください。なお、本調査の実施につきましては、広報おたる（情報パレット）8月号や小樽市HPの農業委員会のページに掲載しております。</p> <p>暑さ厳しく時節柄農繁期のお忙しいところ、毎年調査をお願いし、お手数をおかけいたしますが、どうぞご協力のほどよろしく願います。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>説明は終わりました。何か御質問はございますか。何かわからないことがあれば、事務局まで聞いていただければと思います。</p> <p>そのほかに何かございますか。</p> |
| <p>事務局 (振興係長)</p> | <p>事務局からひとつ報告があります。口頭で説明させていただきます。農業委員農地利用最適化推進委員等の公務災害補償制度というのがございまして、例年各委員に事務局からこちらの方へ加入させていただきます。引き続き加入の手続きを行ないたいと考えておりまして、こちらの保険料は一口年額千円とおりまして、農業委員会の協議会から、皆さんの方からお預かりしているお金がありますけれども、例年そちらの方で一口年額千円となって人数分お支払いしておりますので、更新時期が10月から加入の開始時期になりますけれども、そのときになりましたらあらためてお知らせしたいと思っております。以上です。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>ほかに何かありますか。ないようなので本日の会議はこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。</p> |
| <p>事務局長</p> | <p>次の開催時期は8月の下旬ごろを予定しておりますので、また改めて御連絡申し上げたいと思っております。</p> |

| | |
|--|--------------|
| | (午前10時30分閉会) |
|--|--------------|

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、この議事録を作成した。